

## 第26回

### 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和元年10月31日(木)  
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員会 (6人)

会 長	7番	知念 一義			
委 員	1番	渡久地 真吾	5番	大城 綱徹	
	2番	喜納 キミ子	6番	太田 守隆	
	3番	高良 久			

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第18号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
議案第127号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案第128号	農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
議案第129号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第130号	非農地証明願について
議案第131号	農地法第3条の規定による許可申請について

6、農業委員会事務局

事務局長	安里 孝夫
農地担い手支援班長	比嘉 貴哉

7、会議の概要

議長 　ただ今から第26回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 　全員、出席しております。

議長 　事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

　　会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで  
しょうか。

議長 　（異議なしの声あり）  
異議がございませんので議事録署名員は6番委員と1番委員をお願いします。  
書記は事務局職員をお願いします。

　　会議についてお諮いします。  
本日の総会は本日一日限りと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）  
異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 　議案に入ります。

議長 　報告第18号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について  
事務局より報告をお願いします。

事務局 　報告第18号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について  
上記のことについて、別紙のとおり両名の合意に基づき貸借契約を解除する  
こととしたので農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により  
農号委員会へ報告します。

　　1ページ目をお開き下さい。今回の報告件数は3件です。

番号1番 大浜263 登記 現況共に、畑 面積1,503㎡  
賃貸人:本部町在住A氏  
賃借人:本部町在住B氏  
解約の理由:両者の合意があったため  
添付資料説明

番号2番 辺名地830 登記現況共に、畑 面積6,616㎡  
賃貸人:本部町在住C氏  
賃借人:本部町在住B氏  
解約の理由:両者の合意があったため  
添付資料説明

番号3番 辺名地528-1 登記現況共に、畑 面積894㎡  
賃貸人:本部町在住D氏  
賃借人:本部町在住B氏  
解約の理由:両者の合意があったため  
添付資料説明

　　以上で説明を終わります。

議長 　報告が終わりましたので意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
（異議なしの声あり）  
異議なしとのことですので次に進みます。

議長 　議案第127号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第127号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の  
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 伊豆味3514-5 登記、山林 現況、畑 面積8,719㎡

利用権を設定する者:本部町在住E氏

利用権の設定を受ける者:沖縄市在住F氏

利用権の設定期間:10年8ヶ月(使用貸借)

添付資料説明

番号2番 備瀬909 登記現況共に、畑 面積1,504㎡

備瀬910 登記現況共に、畑 面積588㎡ 合計2,092㎡

利用権を設定する者:浦添市在住G氏

利用権の設定を受ける者:本部町にある農地所有適格化法人H

利用権の設定期間:2年11ヶ月(賃貸借)

添付資料説明

番号3番 嘉津宇171 登記現況共に、畑 面積749㎡

嘉津宇172 登記現況共に、畑 面積483㎡

嘉津宇173 登記現況共に、畑 面積722㎡ 合計1,945㎡

利用権を設定する者:本部町在住I氏

利用権の設定を受ける者:今帰仁村在住J氏

利用権の設定期間:5年(使用貸借)

添付資料説明

番号4番 備瀬1449-1 登記現況共に、畑 面積1,858㎡

備瀬1728-1 登記現況共に、畑 面積956㎡

備瀬2003 登記現況共に、畑 面積1,042㎡

石川1052 登記現況共に、畑 面積1,208㎡

石川1096 登記現況共に、畑 面積1,964㎡ 合計7,028㎡

利用権を設定する者:本部町在住K氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住L氏

利用権の設定期間:8年(賃貸借)

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第127号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第127号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第128号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第128号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)

上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の  
促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 浜元1003-11 登記、畑 面積33㎡  
譲渡人:本部町在住M氏  
譲受人:本部町在住N氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:当初計画者の子供たちは全員県外に居住しており、今後の管理を考えると、計画を断念していた。  
転用目的:墓  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第128号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第128号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第129号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第129号 農地法第5条の規定による許可申請について上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 浜元1003-11 登記現況共に、畑 面積33㎡  
譲渡人:本部町在住O氏  
譲受人:本部町在住P氏  
転用目的:墓  
転用理由:自己所有の墓を建築したい。  
農地区分:第二種農地

番号2番 山川535-6 登記現況共に、畑 面積560㎡  
申請人:浦添市在住Q氏  
譲受人:本部町在住R氏  
転用目的:宿泊施設  
転用理由:事業として宿の経営をしたい。  
農地区分:第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

6番委員 補足説明します。  
事前着工等は特になく、また、周囲の営農への影響の問題もなさそうでした。

議長 6番委員ありがとうございます。  
何か質問や意見はありますか。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第129号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第129号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第130号 非農地証明願について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第130号 非農地証明願について  
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に  
規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数4件です。

番号1番 願出人:本部町在住S氏  
申請農地:謝花361 登記、畑 面積845㎡  
申請要旨:当該土地は、長い間放置され、雑草・雑木が繁茂している。  
所有者:那覇市在住T氏  
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住U氏  
申請農地:豊原66 登記、畑 面積1,097㎡  
申請要旨:木が生い茂っているため。  
所有者:南城市在住V氏  
添付資料説明

番号3番 願出人:所有者同  
申請農地:豊原256 登記、畑 面積1,375㎡  
申請要旨:木が生い茂り、畑として利用するのは困難である。  
所有者:浦添市在住W氏  
添付資料説明

番号4番 願出人:那覇市在住Y氏  
申請農地:豊原729 登記、畑 面積1,092㎡  
豊原756 登記、畑 面積758㎡  
申請要旨:当該地は長い間放置され、雑草・雑木が繁茂している。  
所有者:那覇市在住Z氏  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

5番委員 パトロールに行ってきましたので、補足説明を行います。  
番号1番は、木が生い茂っていて、農地としての利用は不向きであるように思いました。  
番号2番は、資料写真の通り、木も生い茂っていて、農地としての利用は不向きであるようでした。  
番号3番は、大木が生えており、農地としての利用は難しそうでした。  
番号4番は、周囲に畑もなく、飛行場跡地の中であり、地質に石が混じっているようでもあり、  
また、雑木も繁茂しており、農地としては不向きであるようでした。  
以上で補足説明を終わります。

議長 5番委員、ありがとうございました。  
他に何か質問や意見はありますか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

では、議案第130号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第130号は可決決定と致します。

次に進みます。

議長 議案第131号 農地法第3条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第131号 農地法第3条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の  
規定による許可及び同法施行令第2条第1項の規定により農業委員会の可否の  
意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 東565-1 登記現況共に、畑 面積547㎡

譲渡人:本部町在住A氏

譲受人:本部町在住B氏

権利種別:所有権移転

申請事由:農地集約

添付資料説明:一部、本人所有農地を農地として利用していない部分があり、  
農地法第3条第2項第1号 全部効率利用に該当すると思われま

番号2番 伊豆味565 登記現況共に、畑 面積7,813㎡

譲渡人:本部町在住C氏

譲受人:宜野湾市在住D氏

権利種別:所有権移転

申請事由:新規就農

添付資料説明

番号3番 伊野波359 登記、田 現況、畑 面積95㎡

譲渡人:沖縄市在住E氏

譲受人:本部町在住F氏

権利種別:所有権移転

申請事由:規模拡大

添付資料説明

番号4番 古島664 登記現況共に、畑 面積468㎡

謝花532 登記現況共に、畑 面積543㎡ 合計1,011㎡

譲渡人:名護市在住G氏

譲受人:名護市在住H氏

権利種別:使用貸借権設定

申請事由:新規就農

添付資料説明

番号5番 謝花478 登記現況共に、畑 面積387㎡

謝花482 登記現況共に、畑 面積508㎡ 合計895㎡

譲渡人:那覇市在住I氏

譲受人:名護市在住H氏

権利種別:所有権移転

申請事由:新規就農

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第131号について提案通り、番号1番については、農地の全部利用が確認できるまで

保留、他番号2,3,4,5番は可決決定として認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第131号は提案通り決定致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員 6番 太田 守隆

1番 渡久地 真吾

本部町農業委員会会長  
会長 知念 一義